

意見書（案）第 35 号

会計年度任用職員制度の見直しを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 12 月 21 日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 野 村 羊 子

賛成者                 "                 大 城 美 幸

会計年度任用職員制度の見直しを求める意見書

非正規公務員の待遇改善に取り組むため、非正規公務員やその経験者を中心に、研究者も参加して立ち上げた全国組織「公務非正規女性全国ネットワーク（通称はむねっと）」では、今年 4 月 30 日から 6 月 4 日にかけて、全国の非正規公務員を対象にインターネットでアンケートを行った。1,252 件の有効回答のうち、45.8%の人がメンタル不調を訴え、93.5%が将来への不安を感じているという結果が報告されている。また、会計年度任用職員の女性 857 人を抽出した分析では、年収も月収も減ったと回答しているのは 118 名（14.4%）であり、勤務時間数を減らしてフルタイムからパートに置き換えられた、月額を減額することで手当を支給されているとの回答があったという。

はむねっとでは、9 月に追加インタビュー調査を行ったところ、次のような声が寄せられた。「これまでの給与には期末手当が含まれていたと言われ、月額が 3 万円も減った」、「フルタイムが 30 分短くなり、退職金が支給されない」、「交通費を支給することになったと時間給が減額され、徒歩通勤のため給与が減った」、「コロナ禍で事業が中止等になり、出勤時間が減り減額となった」、「職務経験を考慮した給料表となっていない、専門性に適正にお金を払ってもらいたい」、「毎年試用期間があることが納得できない。私たちの仕事は補助的な仕事でなく専門職」、「給料が安いので、若い方がこの資格を取り相談員になりたいと思わない、多くの市町村で有資格者の相談員が集まらず欠員」、「任期付任用職員制度を会計年度任用職員制度に置き換えるため、年収が 100 万円減額になると言われた」、「公務員としての恩恵は全く受けることができない一方で、労働組合法の下の権利は認められないという状況に置かれている」。

総務省は、制度移行に伴う対応について地方自治体に調査を行い、おおむね趣旨に沿った運用が図られていると結論づけている。しかし、当事者を対象としたはむねっと調査からは、制度移行によって生じた不利益変更は、総務省のおおむね趣旨に沿った運用が図られているとの結論で片づけられるものではないと言わざるを得ない。調査結果からは、不利益変更を行った自治体はかなり広範に及んでいると思われる。仮に、総務省の言うようにおおむね趣旨に沿った運用が図られているのであるとしても、一部であれ趣旨に沿っていない運用があったことを認めている以上、その不利益変更を被った者に対する手当等を

国自ら早急に行う、あるいは当該自治体に行うよう指導ないし技術的助言を行うべきである。

これらの不利益変更に加えて、半数にメンタル不調、ほぼ全員に将来への不安を感じさせるような原因の根本は、会計年度任用職員制度の制度設計にある。施行直後にあらわになった会計年度任用職員制度の制度設計がもたらす課題の把握と改善が急務である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、誰もが安心して公共サービスに従事するとともに、誰もが安心して公共サービスを受けることができる社会を目指し、非正規公務員の待遇を上げる方向での格差改善を求め、下記の事項を強く求める。

#### 記

1 制度移行時の不利益変更への対応について、制度の趣旨に沿っていない運用が見られた自治体につ

いて、その後の是正状況について、国として把握し、改善を確認すること。

2 非正規公務員の経験や専門性は、今や住民サービスの維持に欠かせないものであることから、継続

して必要とされる職について、一般の労働法制にある「無期転換権」の導入など、安心して業務に当

たれるような制度設計を検討すること。

3 会計年度任用職員の女性ではフルタイムでも約4割が年収200万円以下であることから、正規職員

と非正規公務員の待遇不均等を是正し、給与等の均等待遇を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち